

転入学の手引き

(本館入院者用)



入院時に持参していただくもの

- 1 印鑑
 入院診療計画書（入院時に病院側から渡されたもの）

- 2 前籍校からの書類（間に合わない場合は、後日提出していただきます。）
 - 在学証明書
 - 教科書給与証明書
 - 氏名印（ゴム印）※学校で用意している場合

+

【小学校、中学校から転入した児童生徒の場合】

 - 学習状況の概要（学校で記入してもらったもの）

【特別支援学校、特別支援学級から転入した児童生徒の場合】

 - 個別の教育支援計画、個別の指導計画

- 3 前籍校で学習に使用していた教材等
 - 教科書・ノート類
 - 定規・筆記用具類
 - 習字・絵の具セット類
 - 特別に配慮の必要なもの
 - その他



宮城県立拓桃支援学校

〒989-3126

仙台市青葉区落合4丁目3番17-2号

電話 (022) 391-6551

FAX (022) 391-6552

学校HP <http://www.takuto.myswan.ne.jp/>

Eメール takuto@od.myswan.ed.jp

1 学校の概要

本校は、宮城県立こども病院に入院している児童生徒を対象にした、肢体不自由教育部門と病弱（身体虚弱）教育部門を併置する特別支援学校です。小学部と中学部の2つの学部があり、年長幼児を対象にした幼児教室も行っています。

こども病院・拓桃館に入院している児童生徒は、肢体不自由教育の対象になり、学級の名称が、A組、B組となります。こども病院・本館に入院している児童生徒は、病弱教育の対象になり、学級の名称が、C組、D組となります。

主な特徴は以下のとおりです。

- (1) 教育と医療の連携を密にした指導
 - ・運営や生活指導等に関する会議，ケース会議，生活時間帯の統一など
- (2) 学習空白を少なくするための指導
 - ・前籍校からの迅速な情報収集と提供
 - ・登校できない児童生徒のために，教師が病室に向いての指導
- (3) 外出できず生活体験の不足を補うための学習バスを利用した学習（A，B組）
 - ・病院の協力を受けながら，自然観察や公共施設見学等の実施
- (4) 県内唯一の肢・病併置特別支援学校としての地域支援
 - ・幼稚園，保育所（園），小中学校，高等学校及び保護者の支援
 - ・幼児教室の実施



2 週時程表 肢体不自由学級 病弱学級（本館入院児童生徒対象）

◎登校時は看護師，下校時は教員が付き添い

8:30	登校		①服装：私服（気持ちの切りかえ）	
8:40	朝の学習・朝の会		②履き物：運動靴（転倒など事故防止）	
8:50	1校時（40分）	リハビリ （小5・6）	③持ち物：手提げ等（体に負担がないように）	
9:30			登校	9:20
9:40	2校時（45分）		朝の会	9:30
10:25			2校時（45分）	9:40
10:35				10:25
11:20	3校時（45分）	リハビリ （小3・4）	3校時（45分）	10:35
11:30	4校時（45分）			4校時（45分）
12:15	昼食・休憩		4校時（45分）	11:30
12:50			昼食・休憩	12:15
13:00	5校時（45分）	リハビリ （小1・2）	5校時（45分） ※安静等	12:50
13:45				
13:55	6校時（45分）		6校時（45分）	13:45
14:40				13:55
14:45	7校時（45分）	リハビリ （中学部全）	7校時（45分）	14:40
15:30	帰りの会			帰りの会
				15:30

3 各学年の主な学習

本校には、通常の学級や特別支援学級、特別支援学校など様々な学校から転入してきます。そのため、Ⅰ～Ⅳ類型の4つの教育課程を用意し、その子に最も適した指導ができるようにしています。各学年とも大きくC組、D組の2つの学習グループに分かれて学習しています。

1) C組(Ⅰ類型, Ⅱ類型)

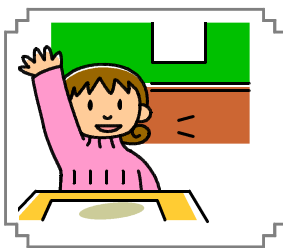
小・中学校学習指導要領に準じたものに自立活動を加えた学習をしています(Ⅰ類型)。当該学年の教科書を使った学習が難しい児童生徒には、当該学年より下の学年(学部)の教科書を使用して学習する場合があります(Ⅱ類型)。

〔国語, 数学(算数), 社会, 理科, (生活), 音楽, 美術(図工), 技術・家庭(家庭), 保健体育, 外国語(外国語活動), 道徳科, 総合的な学習の時間, 特別活動, 自立活動〕

2) D組(Ⅲ類型, Ⅳ類型)

実生活に必要な課題を生活に即して身に付けることをねらいとして、教科別の指導, 教科を合わせた指導及び自立活動などを学習します(Ⅲ類型)。また, 自立活動を中心に学習する場合があります(Ⅳ類型)。一人一人の課題に応じて, 指導内容や時間を適切に設定して学習します。

〔領域・教科を合わせた指導〔日常生活の指導(*1), 遊びの指導(*2), 生活単元学習(*3), 作業学習(*4)など〕, 教科別の指導〔国語, 算数・数学, 音楽, 体育など〕, 道徳科, 総合的な学習の時間, 特別活動, 自立活動(*5)など〕



(*1) 日常生活の指導とは

日常生活の指導とは、毎日の生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動を生活の流れに沿って、反復的、継続的に指導するものです。内容としては、あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間や約束を守ることなど、基本的な生活習慣を身に付けたり、集団生活をする上で必要なことを指導します。

(*2) 遊びの指導とは

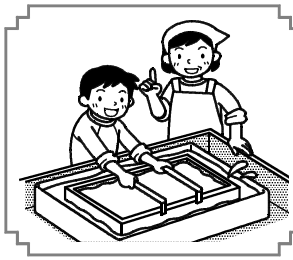
遊びを学習の中心に据え、身体活動を活発にし、他者との意欲的なかわりを通して心身の発達を促していくものです。各教科に関する広範囲な内容を扱い、さまざまな遊びの体験を積み重ねます。



(*3) 生活単元学習とは

生活単元学習とは、自立的な生活に必要な知識や技能、生活上の問題を解決するための方法を実際的、総合的に身に付けるための学習です。校外に出掛ける単元を例にすると、日時や目的地を知る、そのための準備をする、活動当日は、公共施設等の利用方法やマナーを身に付けるなど、実際的な学習をします。また、しおりを作ったり、小遣いの使い方を学んだり、お礼状を書いたりするなど一連の流れの中で学習するため、総合的な学習であるともいえます。





(*4) 作業学習とは

作業学習は、本校では中学部のB組で学習します。作業学習は、作業活動を学習活動の中心にすえ、生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立を目指して生活する力を高めることを目的とする学習です。中学部では、牛乳パックを原料にした再生紙でしおりやメッセージカードを作ったり、カレンダーを作ったりしています。

(*5) 自立活動とは

自立活動とは、小学校又は中学校等の通常の学級にはない、特別支援学校に特に設けられた指導領域のひとつです。児童生徒それぞれの病気や障害の程度、発達段階には違いがあります。これは主体的に自己の力を可能な限り発揮することや社会参加できるようにする資質を養うことを目指し、病気や障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導領域です。

【6つの区分】

- ・健康の保持
- ・心理的な安定
- ・人間関係の形成
- ・環境の把握
- ・身体の動き
- ・コミュニケーション

4 転入時の教育相談

入院日には、こども病院の手続きや問診等がありますが、拓桃支援学校の担当者（担任、学年主任など）との面談（教育相談）もお願いしています。

前籍校での学習状況や学校生活、日常生活の様子等の情報をご提供いただき、指導上の参考とさせていただきます。本校での教育に対する要望や配慮すべきことなどを遠慮なくお聞かせください。

なお、小・中学校からの転入の場合は、前籍校での「学習状況の概要」を記入する用紙を用意しております。前籍校での学習をすぐに継続するための大切な資料になります。この資料と共に配付しますので、前籍校の担任に記入を依頼し、学級担任に提出してください。また、特別支援学校や特別支援学級からの転入の場合は、前籍校で作成している「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」をご持参ください。個別の計画を基に、継続的な支援・指導を行って行きます。ご協力をお願いいたします。

5 個別の教育支援計画・個別の指導計画について

児童生徒一人一人の病気や障害の状態、発達段階には違いがあり、それぞれに配慮が必要です。そこで、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成して指導に当たっています。計画を作成する際には、本人の願いや保護者の考えが重要になります。学校と家庭が治療中の目標を共有し、協力して支援していきたいと考えています。

そこで、入院時に担任との面談（教育相談）をお願いしています。教育相談では、保護者の皆さんの教育に関する要望や本人の願いなどをお聞かせいただき、計画作成上の大切な資料とさせていただきます。また、作成した計画につきましては、授業参観日の学級懇談等で説明したり、必要に応じて随時説明したりしますので、その際も遠慮なくお考えをお聞かせください。

個別の指導計画		
氏名	学年	学級
指導体制		
年間重点指導目標		
目標	方法・手だて	評価等
学期の指導計画		
支援/配慮	方法・手だて	評価等

6 宮城県以外に在住の方（入院するお子さんの住所が他県の場合）

宮城県以外にお住まいの方は、「区域外就学」の手続きが必要になります。宮城県教育委員会宛の「区域外就学願書」を作成（住所氏名等必要事項を記入・捺印）し、学級担任に提出してください。後日、宮城県教育委員会から入学を承諾する文書が届きますので、居住地の市町村教育委員会へ提出して、「区域外就学」の手続きが完了です。承諾書が入院後に届く場合がありますが、遅れでも前述の手続きを行ってください。居住地の教育委員会への提出方法は、県により異なる場合がありますので、在籍している学校に相談してください。